

# 税の申告相談及び申告書の受付が始まります

問合せ●小鹿野庁舎・税務課 ☎75-4125

平成31年度分の「町・県民税」及び30年分の「所得税」の申告期間は、2月18日(月)から3月15日(金)までです。

この申告は、平成31年度の町・県民税及び国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料等の算定基礎や減額判定資料となります。また、所得証明書等の各種証明や年金、児童手当等の受給権の認定基準にも活用されます。

## ●町の申告会場で受付をする申告書

■町・県民税申告書の受付

■所得税の確定申告書の仮受付(申告の内容によっては、税務署へご案内する場合があります。)

※広報1月号でお知らせしたとおり、今年の申告から税務署への引継は、電子申告(e-Tax)で行います(日尾・納宮会場除く)。電子申告には、利用者識別番号が必要となり、お持ちでない人は会場でも番号取得手続きができます。

## ●ご準備できていますか?

**申告に必要なもの(主な例)** ※にチェックできます。

1 申告書(お持ちでない場合でも会場で入力・印刷可)  
又は確定申告のお知らせ(税務署から送付された人)

2 認印(朱肉を使用するもの)

3 利用者識別番号確認書類(事前に取得した人)

4 番号確認書類(マイナンバーカードや通知カード等のマイナンバーを確認できるもの)

5 身元確認書類(マイナンバーカードや運転免許証、公的医療保険の被保険者証等)

6 所得計算に関する資料

▶給与収入・年金収入がある場合

源泉徴収票(原本)

▶営業・農業・不動産所得がある場合

収支内訳書(事前に収支内訳を記入してご持参ください)

売上・経費確認資料(出納帳・領収書等)

▶その他の収入がある場合

収入・経費確認資料(支払調書等)

7 控除計算に関する資料 ※源泉徴収票に控除額が記載されている分については不要です。

▶医療費控除がある場合

医療費控除の明細書(事前に記入してご持参ください)

医療費通知(医療費のお知らせ等)

▶医療費控除の特例がある場合

セルフメディケーション税制の明細書(事前に記入し

## ●申告が必要な人

所得の有無に関係なく、平成31年1月1日現在、小鹿野町に住民登録がある人は、町・県民税の申告をしてください。

ただし、次のいずれかに該当する人は、町・県民税の申告義務はありません。

- ①所得が給与のみで勤務先から小鹿野町に給与支払報告書が提出されている人
- ②公的年金等に係る所得のみの人
- ③収入がなく町内の親族に扶養されている人
- ④所得税の確定申告書を提出する人

てご持参ください)

一定の取組を行ったことを明らかにする書類

▶社会保険料控除がある場合

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料等の領収書や町が送付した申告参考資料等

▶生命保険料控除がある場合

生命保険料控除証明書

▶地震保険料控除がある場合

地震保険料控除証明書

▶障害者控除がある場合

障害者手帳又は福祉事務所長の証明書等

▶寄附金控除がある場合

寄附先が発行する受領証明書等

▶雑損控除がある場合

被害を受けた資産の明細(資産内容、取得時期、取得価額)がわかるもの

被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用、その他被害に関連して支出した金額の明細がわかるもの(領収書等)

保険金などで補填された金額のわかるもの

※必要書類が不足している場合、申告書を作成できない場合があります。お出かけ前にご確認を!

## ●平成31年申告受付日程表

期日	該当地区	受付会場
18日(月)	倉尾1区～8区	日尾集会所
19日(火)	三田川6区～12区	納宮休憩所
20日(水)	両神1区～2区	
21日(木)	両神3区～4区	
22日(金)	両神5区～8区	両神振興会館
25日(月)	両神9区～11区	
26日(火)	両神12区～13区	
27日(水)	長若1区～6区	小鹿野文化センター
28日(木)	長若7区～14区	

受付時間●9:00～11:30、13:00～16:00

※1 3月10日(日)9:00～12:00、13:00～15:00

※2 3月15日(金)9:00～12:00、午後の受付はありません。

混雑緩和のため、受付地区を指定させていただきましたが、指定日に来られない人は、ご都合の良い日に申告してください。なお、3月10日(日)は混雑することが予想されます。

## ●待ち時間短縮に関するお願い

申告会場が混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。収支や医療費などは、あらかじめ計算を済ませたうえでお願いします。皆さんの待ち時間を少しでも減らせるようご協力をお願いします。



## 秩父税務署からのお知らせ

問合せ●秩父税務署 ☎22-4433(自動音声案内2番)

### 所得税及び復興特別所得税の申告は自分で作成してお早めに!

平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の提出期限は、平成31年3月15日(金)です。国税庁HPの「申告書作成コーナー」でご自宅のパソコン等から作成し、ID・パスワードを利用しますとe-Tax(電子申告)で簡単に申告ができます。

### 申告書を作成するときは

国税庁HPの「申告書作成コーナー」を利用すると、ご自宅のパソコンやスマートフォンから作成することができます。作成した申告書は、e-Taxを利用し提出できるほか、プリンターで印刷した「書面」により提出することもできます。  
※給与所得者の人(年末調整済み)で医療費控除又はふるさと納税などの寄付金控除を適用して申告する人は、スマートフォン専用画面をご利用いただけます!  
※確定申告書には、マイナンバーの記載が必要です。

### e-Taxの利用手続きがより便利になりました!

マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない人でもID・パスワードを利用して、e-Taxでの申告ができます。  
※ID・パスワードの申請・取得は、税務署の窓口でできます。申請者本人の運転免許証など本人確認書類をご準備ください。

### 所得税等の申告相談

確定申告会場●秩父税務署

開設期間●2月18日(月)～3月15日(金)

※土曜日、日曜日を除く

相談受付●8:30～16:00(提出は17:00まで)

※会場の混雑状況により、受付を早めに締め切ることがあります。